

離婚後養育費を負担していた申立人が、相手方の再婚およびその親権に服する子が再婚相手と養子縁組をした場合、当該子の扶養義務は、第 1 次的には、親権者および養親となった再婚相手が負うべきであるとしつつ、申立人の養育費の支払義務が免除される始期を養子縁組時ではなく調停申立月とした事例

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 3 月 4 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ラ）第 27 号
【事 件 名】 養育費審判に対する抗告事件
【裁 判 結 果】 変更
【参 照 法 令】 民法 766 条、家事事件手続法別表第 2
【掲 載 誌】 判時 2480 号 3 頁、判タ 1484 号 126 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25569722

甲南大学教授 冷水登紀代

事実の概要

1 X（原审申立人、相手方）と Y（原审相手方、原告人）は、婚姻中の平成 11 年▲月▲日に長女 A、平成 15 年▲月▲日に二女 B、平成 19 年▲月▲日に三女 C をもうけ、平成 26 年 5 月に、A・B・C の親権者をいずれも Y と定めて協議離婚することになった。

X・Y は、A・B・C の養育費について、① X が、Y に対し平成 26 年 6 月からそれぞれが大学を卒業する月まで、毎月末日限り、1 人当たり月額 6 万円を支払うこと、② X または Y の親族構成に変化があったときは、遅滞なく他方に通知することなどを合意していた（以下、「本件合意」とする）。

2 Y は、平成 27 年 11 月 22 日、Z（原审利害関係参加人、原告人）と再婚し、Z は、同年 12 月 15 日に A・B・C と養子縁組した。X は、平成 27 年 11 月 24 日に、Y から、再婚した旨と、A・B・C が Z と養子縁組を行うつもりであるとの報告を受けた。

3 X は平成 30 年に約 1320 万円の給与収入を得ており、Z の平成 30 年の確定申告における課税所得は約 3870 万円である。このような状況のなかで、X は、令和元年 5 月 15 日、A・B・

C の養育費の支払義務を免除することなどを求めて調停を申し立てたが、同年 9 月 4 日に調停不成立となり、本件審判手続に移行した。

X は、本件の調停の申立ての前月である平成 31 年 4 月まで、本件合意に基づき養育費を支払っており、A・B・C と Z の養子縁組の翌月である平成 28 年 1 月から上記平成 31 年 4 月までの 40 か月について支払済みの毎月の養育費（未成年者 1 人当たり 6 万円）として合計 720 万円（6 万円×40 か月×3 人）、および平成 30 年に A の留学に伴う授業料も支払っている。

原审である東京家庭裁判所は、両親の離婚後、親権者である一方の親が再婚したことに伴い、その親権に服する子が親権者の再婚相手と養子縁組をした場合、当該子の扶養義務は、第 1 次的には、親権者および養親となった再婚相手が負うべきで、非親権者の養育費の負担は零になるとし、X の A・B・C への養育費は零とすべきであるとした。

また、X の養育費を零とすべき始期は、養子縁組は専ら Y・Z に生じた事情であり、養子縁組以降 X から養育費の支払を受けられない事態を想定することができるから Z が A・B・C と養子縁組をした平成 27 年 12 月 15 日とするとの判断をした。

Y・Z は、抗告。

決定の要旨

1 Xの養育費支払義務について

「両親の離婚後、親権者である一方の親が再婚したことに伴い、その親権に服する子が親権者の再婚相手と養子縁組をした場合、当該子の扶養義務は、第1次的には親権者及び養親となった再婚相手が負うべきものであり、親権者及び養親がその資力の点で十分に扶養義務を履行できないときに限り、第2次的に実親が負担すべきことになると解される」。XとYは、未成年者らの親権者をYと定めて離婚し、Yの再婚に伴い、再婚相手であるZと平成27年12月15日に養子縁組をしていることから、未成年者らの扶養義務は、第1次的にY・Zらにおいて負うべきであり、Zの課税所得（平成30年の確定申告では約3870万円）に照らすと、Y・Zらは未成年者らに対し十分に扶養義務を履行できない状況にあるとはいいい難く、本件合意に基づくXの養育費支払義務を見直し、Xに支払義務がないものと変更することが相当である。なお、Zが、亡父の会社の4億円近い債務を連帯保証していることや前妻との子に対し養育費を負担しているなどの事情があっても、Y・Zは未成年者の扶養義務を十分に履行できないとは認められない。

2 養育費の免除の始期について

一度合意された養育費を変更する場合に、その始期をいつとするかは、家事審判事件における裁判所の合理的な裁量に委ねられていると解されているが、Xが本件調停申立ての前月である平成31年4月まで、本件合意に基づき未成年者らの養育費を支払っており（未成年者らとZの養子縁組以降にXが支払った養育費の合計は720万円に上り、長女のG留学に伴う授業料も支払っている）、「既に支払われて費消された過去の養育費につきその法的根拠を失わせて多額の返還義務を生じさせることは、Y・Zらに不測の損害を被らせるものであるといわざるを得ない」。Xは、Yから再婚後まもなく未成年者らとZとの養子縁組を行う旨の報告を受けていることから、未成年者らの養子縁組の可能性を認識しながら、養子縁組につき調査、確認をせず、より早期に養育費支払義務の免除を求める調停や審判の申立てを行うことなく、養育

費を支払い続けた。Xは、養子縁組の成立時期等について重きを置いていたわけではなく、未成年者らの福祉の充実の観点から合意した養育費を支払い続けたものと評価でき、Xの養育費支払義務がないものと変更する始期は、本件調停申立月である令和元年5月とする。

判例の解説

一 本決定の意義と問題の所在

本件は、離婚後親権者となった者の再婚に伴い、親権者の子と再婚相手が養子縁組をした事例（いわゆる「連れ子養子」）であるが、離婚時に親権者Yと非親権者Xとの間で交わされた本件合意に基づき、XからYへの養育費が支払われるなか、YがZと再婚し、ZがX・Yの子らと養子縁組をしたため、Xが養育費の免除を求めた事案である。本件は、第1に、①養子縁組をした後の養育費の負担は、第1次的には、親権者と養親が負担し、親権者と養親に十分な扶養能力がない場合に、第2次的に実親が負担すべきとし、本件では、Zに十分な扶養能力があるとの認定をし、Xに養育費の免除を認める旨の判断をした。第2に、その免除の時期について、①養子縁組の時期か、②合意・調停・審判で変更された時期か、③変更の申立てをした時期かを検討し、本件では、Xは、本件合意に基づき多額の養育費を支払っていることや、養子縁組の可能性を認識していたにもかかわらず、直ちに養育費の変更を求めず支払っていたことから、Xは未成年者らの福祉の観点から養育費を支払っていたと評価し、③調停申立月からとする判断がされた。

第1の判断は、以下でみるように、従前の裁判例に沿った判断であるが、第2の養育費免除の時期に関する判断は、本件事案の特殊性、すなわち養子縁組後3年にわたり非親権者が支払った養育費の額、養子縁組の認識可能性、本件合意の意義等を考慮して行った事例判断といえる。

連れ子養子の養育費が問題となる事案は、本件のように親権者が再婚し、子が再婚相手と養子縁組をする場面（以下、「親権者再婚型」とする）と、非親権者が再婚し、再婚相手の子と養子縁組をする場面（以下、「非親権者再婚型」とする）がある。非親権者再婚型の場面では、養子縁組により非親

権者が負担する扶養権利が増えるため従前と同じように離婚前の実子のために扶養できないとして前婚の配偶者との間で定めた養育費の減免を求め、この請求が認められれば実子の生活に影響を与えることから¹⁾、離婚前の子のための養育費請求権が影響を受けない旨の規定の検討が示唆されている²⁾。これに対し、親権者再婚型の事例では、親権者と養親により、現時点で、子の扶養を充たすことができる場合には、本件のように非親権者の養育費の減免を認める裁判例がある。しかし、カップルの一方または双方が離婚経験をもち再婚をすることが珍しくなくなり、家族の多様化・再構成化が浸透する今日、本件のような親権者再婚型の事例でも、再婚相手に子がいれば再婚相手の負担が増え（本件でも養親には、前婚の子がいる）、またその収入が不安定なこともあり³⁾、さらに子の高等教育機関への進学にかかる費用負担の増加という問題もあり、子が安定的に養育費を確保するという観点からみたとき、本件のように、養親に扶養能力があったとしても、子が養子縁組したという事情から非親権者の養育費の減免を認めることには疑問が生じる。

二 子に対する養親と実親の扶養関係

従前の裁判例では、未成年の子が養親との新たな共同生活に入る普通養子の場合、その当事者の意思からいっても、養子制度の本質からしても、その子の第1次的な扶養義務は養親に存在し、実親との扶養義務は次順位にあると解されており⁴⁾、近年の親権者再婚型の裁判例でも、養子制度は、未成年者の監護養育を主たる目的としており、養子縁組では、当事者は、子の扶養も含めて養育を全面的に引き受ける意思のもと行うと説明されている⁵⁾。

そして、実親が扶養義務を負担するのは、養親に資力がないなど、養親において十分に扶養の義務を履行することができない場合に限られ⁶⁾、このような考え方をもとに、養親が行う「十分」な扶養の具体的基準について、①養親から生活保護基準とするのか⁷⁾、②個別具体的判断となるのか⁸⁾が検討されてきた⁹⁾。

このような裁判例の状況に対し、扶養義務者である非親権者は、親権者の再婚や再婚相手が養子縁組をするか否かについて判断する立場になく、

親権者が非親権者よりも扶養能力の高い者と再婚することを期待する立場にもなく、親権者が十分に扶養義務を履行することができる者と再婚したという偶然的な事情により、養育費の減額という利益を得ることは不当であり、親権者の再婚という事情が原則として非親権者の養育費負担に影響を及ぼすべきではないという学説がある¹⁰⁾。

このような従前の裁判例と上記学説との違いは、連れ子養子が、親権者と養親とが形成する新たな共同体に入り、これら2人の親が、共同親権のもと監護・養育を担い、扶養の面でも第1次的な負担者となる、という「(再)婚姻家族」を優先する価値観と、連れ子養子となったとしても非親権者と子との親子関係に変化はなく、非親権者の扶養能力に変化がない限り、扶養義務を継続すべきだという、「(実)親子関係」を優先する価値観の差から生じるものと思われる。

確かに、従前の裁判例が示唆するように、扶養の目的が子の一定の生活費を充たすということに尽きるというのであれば、(再)婚姻家族により、その生活費が充たされれば、非親権者の扶養義務は後退すると考えることもできる。しかし、親の未成年子・未成熟子に対する扶養義務が、親子という関係から生じる親の責任であるというのであれば¹¹⁾、親権の有無にかかわらず、また親権者の再婚に伴う子の養子縁組が行われるかどうかにかかわらず、非親権者自身の扶養能力に変更がない限りその扶養義務も継続するため、非親権者、親権者と養親は、同順位の扶養義務者であり、いずれの親もその扶養能力に基づき子の扶養料（養育費）を負担すると考えることもできる¹²⁾。この考え方にたっても、連れ子養子ではない一般的な養親子関係については、子の実親のいない養親との新たな共同生活に入るため、養親が第1次的な扶養義務者となる従来の解釈が妥当する。

三 既履行債務の返還の可否と高額な費用負担

本件では、二でみた通り養子縁組後は原則として養親の扶養義務が優先するという考え方が前提となったため、Xが、Yとの養育費の合意に基づき、AらのZとの養子縁組後も支払った費用が多額であることや、Xの養子縁組の認識可能性を考慮して、Xの調停の申立ての時期から養育費の免除を認めている。ただ、少なくとも本件決定の基

礎とされた時点でのXの収入（年収約1320万円）に照らすと、Xの養育費の負担は過大なものであったとはいえない¹³⁾。この養育費の負担に加え、XはAの留学費用も負担している。扶養の合意は、当事者間の合意では変更できない法定の扶養義務の範囲での狭義の合意と法定の扶養義務を超える負担に関する広義の合意とに理論上区別することができ¹⁴⁾、Xは、狭義の合意に基づく養育費の負担と広義の合意に基づく留学費の負担を行っている。このうち前者の合意の変更は、事情の変更がある場合に（880条）、当事者間（ここでは766条に基づき父母間）での協議ないし家庭裁判所の審判が必要となるため¹⁵⁾、いずれにしてもXが養育費の免除の申立てをした時期以前について、Xは本件養育費の合意に基づき扶養義務を負担する必要があったと考えられる。

四 高等教育費等の負担

本件では、Aが成年年齢を超えてもXがその養育費や留学費用を負担していることから、本件養育費の合意における養育費の終期が成年者に達しても継続するものとされていた可能性があり、問題とならなかった¹⁶⁾。高等教育費等の負担は、そもそも扶養義務の負担となるのか、仮に扶養義務の範囲に含まれるとしても、生活保持義務に位置付けるか生活扶助義務と位置付けるかは学説・裁判例上一致した状況でないため¹⁷⁾、子が安定的に高等教育費等を確保するという観点からも、親権者再婚型的事案でも、実親との扶養関係を維持する必要性が高いといえる。

●——注

- 1) 直近では、札幌高決平30・1・30判時2373号49頁参照。ただしこの事案では標準算定方式による資産額を大きく上回った養育費の合意があったことを考慮して減額されている（羽生香織「判批」民商157巻1号（2021年）169頁）。
- 2) 公益社団法人商事法務「家族法研究会報告書～父母の離婚後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について～」（2021年）63頁。
- 3) 後掲注5）福岡高決平成29年では、養親と親権者のみで十分に扶養できない状態であった。
- 4) 仙台高決昭37・6・15家月14巻11号103頁。この事案は、母が嫡出でない子を養子とした事案であり、一般的な普通養子の場面でないことを考慮し認知した父に扶養料の負担を認めた。

- 5) 福岡高決平29・9・20判時2366号25頁。
- 6) 札幌家小樽支審昭46・11・11家月25巻1号75頁、長崎家審昭51・9・30家月29巻4号141頁、前掲福岡高決平29・9・20判時2366号26頁の解説では、実親が第2次的な扶養義務を覆うことに概ね異論はないとする。
- 7) 前掲注5）福岡高決平成29年の原審。
- 8) 前掲注5）福岡高決平成29年。
- 9) この他の学説の整理は、松久和彦「判批」判時2392号（2019年）163頁（判評721号17頁）。
- 10) 松久・前掲注9）165頁。
- 11) 未成年者に対する親の扶養義務の根拠は、学説・裁判例上一致しておらず①877条1項に基づく説、②親子の本質に求める説、③親権・監護権に求める説などの対立があるものの（松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール親族〔第2版〕』（日本評論社、2019年）351頁〔冷水登紀代〕）、①②の説だけでなく、近年では③の説においても離婚後も親権の有無にかかわらず、親は未成年子に対し扶養義務を負うと考えられている。
- 12) この場合、複数の扶養義務者が扶養能力に応じ子の扶養にかかる費用（最低生活費）を案分すると考えるのか、非親権者はその扶養能力に応じ、親権者・養親もその扶養能力に応じそれぞれの生活保持義務の程度で子に扶養義務を負担すると考えるのかは、さらに検討するべきである。
- 13) 東京・大阪養育費研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」判タ1111号（2003年）302～304頁の算定表参照。なお、改定された標準算定方式・算定表等は、村松多香子「平成30年度司法研究・『養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究』の概要」家判24号（2020年）1頁以下。
- 14) 久保野恵美子「扶養契約」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅲ』（商事法務、2018年）368頁以下。
- 15) なお、後者の合意は、一般的に契約と解されるため、当事者間で契約改定するのではなく、原則として、債務者が一方的に債務の内容を変更することはできないと考えられる。
- 16) 2022年4月1日より、成年年齢の引下げに関する法律が施行され、高等教育機関に進学する者は、成年であるが自立できない状態となる。実務では、これまで20歳に達する日まで子が未成年子であると考えられてきたことから、養育費の終期についても個別事情において、20歳となる時点と考えることも可能であると説明されている（村松・前掲注13）13頁以下）。
- 17) 松川＝窪田・前掲注11）358～359頁。

* 付記 本研究はJSPS科研費21H00664の助成を受けたものである。